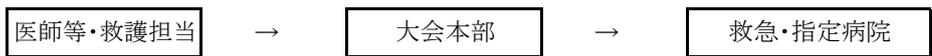


医療救護要項

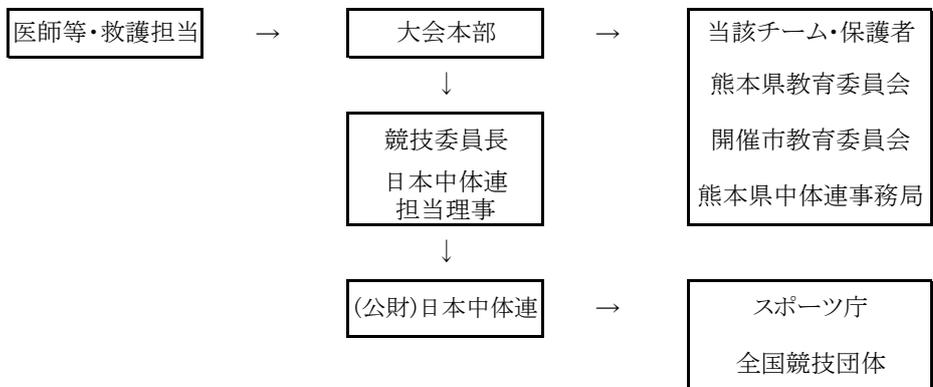
熊本県実行委員会

1. 目的 全国中学校体育大会に参加する選手・監督・役員・生徒役員・一般応援者等大会関係者、来場者に対する安全確保と、医療・救護の万全を期すために、競技会場に救護所を設置し、医療機関との連携を図ることを目的とする。
2. 方針 実行委員会は、医師会・消防署・その他関係機関及び団体に対して、積極的な協力を要請するとともに、密接な連携のもとに業務を遂行する。
3. 対象 医療救護の対象は、選手・監督・コーチ・来賓・役員・生徒役員・報道関係者及び一般応援者等とする。
4. 救護所
 - (1) 実行委員会は、大会本部に救護担当者を置き、緊急救護の連絡調整にあたる。
 - (2) 大会期間中、会場内に救護所を設置する。
 - (3) 救護所の構成は、医師、看護師、養護教諭のいずれかを配置する。
 - (4) 選手控室及び練習会場においては、担当者を配置し、必要に応じて対応する。
 - (5) 救護所では、応急処置を行うものとし、必要に応じて医療機関に患者を移送する。
5. 宿泊施設
 - (1) 宿泊提供者は、大会参加者が宿舎において発病等をした場合、最寄りの医療機関の斡旋、もしくは救急車を要請して対応するとともに、速やかに大会本部に報告する。
 - (2) 医療機関への輸送等は、原則、チーム関係者が行うものとする。
 - (3) 夜間診療などで応急的に対応した場合など、必要があれば「事故報告書」を渡し、チーム関係者において作成してもらうよう指示する。
6. 医薬品 実行委員会は、医薬品その他必要な資器材を、対象人員等に応じて配備する。
7. 医療費の負担区分 実行委員会が負担する医療に要する経費は、応急処置に要した経費とし、その他の医療費については受療者が負担する。
8. 連絡・報告 事故が発生した場合は、速やかにその状況を各関係者(主催団体・責任者・保護者・所属チーム)に報告し、早急な連絡を取る事とする。

(1) 緊急処置



(2) 事故報告



9. 対応 事故にあたっては、次のように適切かつ迅速に対応するとともに、報告・報道の窓口をひとつにして対応する。また、事故発生に係わる必要な事務処理を行う。

- (1) 会場、選手控室及び練習会場で発生した場合
 - ① 会場の救護所での対応をする。
 - ② 会場の救護所に対応できないと判断した場合は、医療機関へ移送する。
 - ③ 選手控室及び練習会場で発生した場合は、大会役員が救護担当に連絡する。
- (2) 宿舎で発生した場合

宿舎で医療機関の紹介または救急車を呼び対応する。
- (3) 移動中に発生した場合

各チームで症状に応じて、医療機関に連絡又は救急車を呼び対応する。
- (4) 上記(1)~②および(2)(3)のうち、医療機関に移送する場合は、各チームの関係者が同行し各チームの責任において移送するとともに、状況を速やかに大会本部に連絡する。
- (5) 救護担当は、必要な事務処理を行う。
 - ① けが人が発生した場合は、救護台帳(様式1)へ記載。
 - ② 医療機関へ移送する場合は、受診依頼書(様式3)、事故報告書(様式4)を作成する。
受診依頼書を医療機関にFAXしたり、コピーを大会本部へ渡したりする。
 - ③ 当日の業務終了後、救護台帳(様式1)・救護日誌(様式2)・事故報告書(様式4)を本部に提出する。

※ 受診依頼書(様式3)や事故報告書(様式4)は、医療機関に移送する場合に作成。

10. 医療救護体制図

